

「出資法の上限金利引き下げ等を求める決議」

平成17年5月28日

三重県司法書士会
会長 新谷恒夫

当会は、下記の事項を平成17年度定時総会において決議した。

記

- 1 出資の受入れ、預り金及び金利等の取扱いに関する法律（出資法）の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げるここと
 - 2 貸金業の規制に関する法律第43条のみなし弁済規定を撤廃すること
 - 3 日賦資金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること
- 上記の目的を達するため、三重県司法書士会は日本司法書士会連合会に対し、行政、国会、マスメディアなど関係諸機関・関係諸団体に対し提言等を行うことを求める。

決 議 理 由

平成16年の個人破産申立件数は、平成15年の24万2357人より多少の減少をしたが、それでも21万1402人におよんでいる。潜在的な破産予備軍といわれる人に至っては、100万人とも200万人とも言われている。

また、平成15年には8897人の人が経済的な理由で自殺している。これは、自殺の直接的な原因のみの数字であり、経済的な理由により家庭崩壊や、健康を害したりして、その結果自殺に至る、いわば間接的な原因が経済的である人を考えると、その数は3倍におよぶとも言われている。多重債務問題は、多重債務者の家庭を崩壊し、職を失わせ、健康を害し、果ては自殺あるいは犯罪にも走らせることがある大きな社会問題になっていることは、我々のよく知るところである。

多重債務問題の原因の大きな要因が、高金利であることは自明のことであり、少なくとも上限金利を経済的弱者保護の為の法律である利息制限法程度まで、早急に引き下げる必要がある。しかしながら、貸金業界は、潤沢な資金を利用して、政治家のみならず学者、マスコミにまで働きかけ、現在の出資法の上限金利の引き上げはおろか、制限金利を撤廃させて金利の自由化を目論んでいる。いわく、制限金利を引き下げるに優良な業者がヤミ金化する、ハイリスクの資金需要者に対する資金供給がなされなくなる、あるいは金利を自由化すれば消費者の選択肢が増え、貸金業者の間の競争によって適正な金利が実現される、経済が活性化される等々主張されている。しかし、これらの主張は、上記のように現実に多数の多重債務者を発生させ、その人生を破綻させ、あるいは永続的に搾取し続けていることを隠蔽し、

自らの不当な利益を確保し続けるための主やかしの理論あるいは倒錯した理論であり、日商連消費者法制検討委員会の「上限金利撤廃の弊害と金利引下げの必要性」の意見書その他によって、根拠のない主張であると論駁されている。たとえば、経済が活性化されるという主張に対しては、高金利の与信がされた場合、一時的には消費が増えるかもしれないが、その後長期にわたって、与信を受けたものは返済に苦しみ、消費に回す資金そのものが無くなる結果、長期的にみれば消費の減退を引き起こすと考える方が理に合っている。消費者信用市場は、他の市場と違い安易に規制緩和の対象とすべき分野ではない。

市民が安全に生活できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的解決のためには、少なくとも、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが不可欠であり、また、利息制限法は債務者の生活を守るために極めて重要な法律であり、その例外を定める貸金業規制法第43条のみなし弁済規定は、早急に廃止すべきであり、同様に日賦貸金業者や電話担保金融の特例金利も廃止すべきである。